

2 吹市総第 26 (2027) 号
令和 2 年 6 月 30 日
(2020 年)

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

吹田市長 後藤 圭二
(公印省略)

要望書について (回答)

平素は市政発展に御協力賜り、厚くお礼申し上げます。
令和 2 年 (2020 年) 6 月 10 日に受付いただきました標記のことにつきまして、別紙のとおり回答いたします。

問い合わせ先
吹田市
市民部 市民総務室 参事 川下
電話 06-6384-1378

1. 自治体の職員削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

(担当：企画財政室)

職員体制につきましては、第3期職員体制計画に基づき、業務量に見合った最適な職員配置となるよう、計画的に定数管理に取り組んでいるところです。

また、災害発生時には業務継続計画や災害対策本部等の方針に基づいた業務体制の確保を行うとともに、災害対策等により増大した業務に対しては、部局を越えた応援体制を取るなど、必要に応じた職員配置に努めているところです。

なお、その影響が継続し、恒常的に業務量が増加したことで職員体制を見直す必要が生じた際には、増加した業務の性質を踏まえて、正規職員を採用する必要性について、判断します。

2. 各市町村独自の現金支給をいち早く、かつ何度も行ってください。

(担当：企画財政室)

本市独自の現金支給につきましては、ひとり親世帯への支給や、小規模事業者等への応援金の支給等を、必要に応じて実施しているところでございます。

今後も、必要に応じ迅速な対応に努めてまいります。

3. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

(担当：市民自治推進室)

国の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の動向を注視しながら、必要に応じて検討してまいります。

4. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を立ち上げ、「食うに困っている」子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

(担当：生活福祉室)

フードバンク、フードドライブ、フードパントリーなどは、基本的に寄付により食料を調達する仕組みであり、市が主体となる事業としては位置付けにくいと考えています。

今後も食に限らず、生活相談全般の中で、相談者の自立につながる多種多様な取組及び制度のご紹介や、支援を行ってまいります。

5. 小中学校の給食費を無償化して下さい。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

(担当：保健給食室)

学校給食の無償化は、新型コロナウイルス感染症緊急アクションプランとして、直ちに実施できる経済支援策の一つとして、今年度限り実施したものです。

休校中の対応につきましては、提供方法、食の安全性の確保等、課題が多い状況です。

(担当：保育幼稚園室)

新型コロナウイルス感染症の吹田市緊急対策として、令和2年5月から令和3年3月までの期間、吹田市に居住する3歳から5歳児の給食費を助成する制度を実施しております。保育所・認定こども園・幼稚園等を利用する児童が通常負担することとなる給食費を市が対象施設へ助成することで、子育て世帯の負担軽減を行うものです。6000円を上限に、主食・副食ともに給食費助成の対象となります。

6. 税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。6月の納付書送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

(担当：税制課)

市税の値上げにつきましては、地方税法の改正に伴う市たばこ税の引き上げ等を除いては、現時点ではありません。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い収入が大幅に減少し納付が困難な場合は、地方税法の一部改正により新たに設けられた「徴収猶予の特例」の申請を御相談いただくようお願いしております。

なお、申請書につきましては、納税課「徴収猶予の特例」の項目内でダウンロード可能となっております。

(担当：国民健康保険課)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免は、本市でも行っております。

傷病手当金につきましては、国による財政支援の対象は被用者のみとなっており、追加の支給は、保険給付費であることから、国民健康保険の財源からの支出となり、保険料を引き上げる要因となりますので、難しいものと考えております。

また、市報や市ホームページには、各種支援情報等で随時掲載を行うとともに、令和2年度国民健康保険料決定通知書の送付に合わせ、保険料減免について案内文を同封しました。各種様式はホームページからダウンロードが可能となっており、郵送による手続きの対応も行っております。

(担当：高齢福祉室)

第7期介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）の介護保険料改定に際しましては、保険料段階のさらなる多段階化等により、基準額上昇の抑制に努めております。また、本市独自の減額制度を実施し、市民税非課税世帯（第1～第3所得段階）の被保険者（生活保護世帯を除く。）で収入額など、一定の要件に該当する場合に減額を行っております。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が

減少した方等を対象に、国庫負担による制度の拡充を予定しています。

さらなる減免制度の拡充につきましては、本来、財政負担も含めて国の制度として抜本的に行われるべきものと考えており、引き続き、国庫負担による制度の拡充を大阪府市長会を通して国に要望してまいります。

7. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

(担当：生活福祉室)

生活保護の申請につきましては、相談者の生活・身体状況及び親族等の支援状況を確認し、直接の来室が極めて困難な方は、必要に応じて郵送での手続きを行っています。

メールでの申請や申請書のダウンロードは行っていませんが、感染症の拡大状況や国の指針等により、今後検討してまいりたいと考えます。

住居確保給付金の申請につきましては、既に対応しています。

8. 新型コロナウイルス感染症で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。自治体として発熱外来を医師会、公立病院等と協力して確保してください。医療機関や妊婦をはじめ必要に応じてPCR検査がうけられるように拡大してください。

(担当：保健医療室)

大阪府では、大阪府地域医療構想に基づき、2025年に必要な病床機能を確保するため、将来のあるべき姿について医療機関と方向性を共有しながら医療機関の機能分化・連携を促進されております。

本市におきましては、本年4月から市保健所を設置しており、保健所として大阪府と連携をしながら、大阪府地域医療構想の推進のため、管内医療機関における協議の機会を設置するなどし、市民が安心して医療を受けることができる医療提供体制の構築に努めてまいります。

(担当：地域保健課)

医療従事者への感染リスクが低い唾液によるPCR検査が実施できるようになったことを受け、本市でも市内の医療機関で医師の判断により迅速に検査できる体制の整備に向け、現在、医師会等関係機関と協議を進めています。検査体制の強化策の1つである発熱外来の設置についても、現在の取組を進めながら、その必要性について検討していきます。

9. 堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

(担当：保健医療室)

新型コロナウイルス感染症への対応については、市民からの相談対応や帰国者接触者外来へ受診調整、感染者に対する聞き取り調査や入院調整等、保健所の業務が増大しました。

本市においては、他部署から保健師等を配置するなど全庁的な協力体制をとるとともに、相談業務や検体搬送業務等の外部委託を進めるなどし、保健所の業務継続のための体制整備と機能強化に努めてきました。

今後も、保健所の専門性を十分に発揮できるよう、感染状況を見極めながら、迅速かつ柔軟な体制整備等、対策を講じてまいります。

10. マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを大阪府と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。

(担当：保健医療室)

新型コロナウイルス感染症については、症状だけではほかの疾患との鑑別が難しく、気づかないうちに外来患者や入院患者等に感染者が含まれている可能性があることから、すべての医療機関において感染対策が必要となります。

また、今後の感染拡大に備え、医療資材を備蓄しておく必要もあります。

そのため、本市では、新型コロナ感染症の検査や入院等に対応している医療機関だけでなく、すべての医療機関に対して、備蓄分も含め、必要な医療資材を配布しているところです。

(担当：高齢福祉室)

介護事業所等においては、マスクや手指消毒液用エタノール等の衛生・防護用品を確保し、それらを用いながら適切にサービスを提供することが必要です。

衛生用品については、これまで、国・府から介護事業所等にマスクや消毒液の配布があり、本市でもマスク・消毒液等の配布を行ってきました。今後、介護事業所等において緊急的に必要となる衛生用品については、本市においても備蓄の確保に努め、必要時に速やかに配布することで、適切にサービス提供されるよう支援を行います。

11. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・大阪府に求めてください。

(担当：保健医療室)

新型コロナウイルス感染症により、医療機関においては、外来及び入院患者の減少や、感染者を受け入れるための病床確保などにより、収入が減少し経営に大きな影響が出ているとお聞きしております。

本市としましても、安定的な医療提供体制を維持するため、医療機関の減収分の補填等、経営の安定化に資する財政支援を行うよう、国及び大阪府に要望しているところです。

(担当：高齢福祉室、障がい福祉室)

介護保険事業所等が提供する介護サービスにつきましては、利用者の方々やその

ご家族の生活を継続するうえで欠かせないものであり、新型コロナウイルス感染症の発生によるサービス提供体制に対する影響は、できる限り小さくしていくことが重要です。

自主的な判断での休業や高齢者が介護サービスの利用を控える等により経営困難となる事業所に対する財政的な支援について、国・府に要望してまいります。

12. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

(担当：家庭児童相談課)

学校の休校や外出自粛等による児童虐待の発見機会の減少や虐待リスクの高まりに対しましては、学校や保育園等の関係機関にも協力をお願いし、定期的な見守り体制を確保しつつ支援に取り組んでいます。

(担当：人権政策室)

大阪府の女性相談センターや、各市のDV相談窓口をはじめ、児童虐待、生活困窮を伴うケースもありますことから、家庭児童相談課や生活福祉室などと、密接に連携を行っております。

13. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

(担当：危機管理室)

大阪府から新たに示された「避難所運営マニュアル作成指針」(新型コロナウイルス感染症対応編)に基づき、密閉、密集、密接の3つの条件を回避するスペースを確保するため、民間施設を含めた多様な施設を避難場所とすることや親戚・友人宅等への分散避難について検討しています。また、衛生状態を保持するために、通常災害用備蓄物資に加え、マスクや消毒液等の物資の配備、パーティション等の資機材の配備に向けた準備を進めています。

以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。